

ペットと一緒に幸せな生活

責任と愛情を持って飼っていますか？

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

昔に比べ、獣医療の発展や栄養豊富なペットフードの普及もあり、犬や猫の平均寿命は10年を超えました。長い時間とともに過ごす私たちとペットはお互いにかげがえのない大切な存在です。

その一方で、飼い主が「想像と違った」などの身勝手な理由での飼育放棄や、不適切な多頭飼い、マナーの悪い飼い方でさまざまなトラブルが発生し、社会問題となっています。

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼育への理解・関心を深めるために設けられたものです。人間とペットがともに生きていける社会をめざし、動物愛護に取り組みしましょう。



◆飼い主の4つの責任



1. 飼い主としてのマナーを守る
飼い主としての自覚を持ち、特に散歩中は自分も周りの人も嫌な思いをしないようにしましょう。
2. ペットの一生について責任をもって飼う
犬や猫の平均寿命は10年以上です。ペットの世話を放棄せず、最後まで責任をもって飼いましょう。
3. ペットの習性や病気について理解する
ペットそれぞれの性格や特徴を知り、病気についての知識をつけておきましょう。
4. 迷子のペットを出さない
迷子のペットを出さないように鑑札や名前札を首輪につけましょう。

迷子のペットに関すること

迷子時の問い合わせ先

・新宮町役場環境課 ☎963-1732(直)
・福岡県粕屋保健福祉事務所(保健衛生課) ☎939-1744
・粕屋警察署 ☎939-0110

(注)県動物愛護センター、わんにゃんよかネット(福岡市動物愛護管理センター)などのホームページに迷子のペットの情報を掲載することができます。

◆ペットを飼う前に考えよう

1. あなたの飼いたいペットはあなたの生活に適していますか？
品種によって特徴が異なります。飼う前に自分のライフスタイルにあっているかを考えてから飼いましょう。
2. あなたの住まいはペットを飼えますか？
集合住宅などで飼う場合はそこのルールを守りましょう。
3. ペットにかかる費用を考えていますか？
購入代だけでなく、食費、ペット用品、病気・介護時など多大な費用がかかることを認識しておきましょう。
4. 最後まで責任をもって飼えますか？
飼い主が高齢になったり、病気になったりして飼えなくなった場合の引き取り先などを考えておきましょう。



犬の飼い主の義務

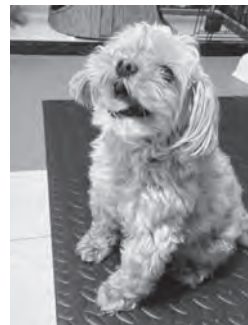
・畜犬登録(変更)する

犬を飼ったとき、他市町村から引っ越してきたときは畜犬登録(変更)をすることが法律によって義務付けられています。マイクロチップを装着している場合は環境省の専用ページから登録し、マイクロチップを装着していない場合は役場環境課、もしくは粕屋獣医師会所属の動物病院で登録してください。

・狂犬病予防注射を受ける

狂犬病は、発症すると治療法はなく、致死率はほぼ100%です。犬だけでなく人の命を守れるよう、年に1回、狂犬病予防注射を受けることが法律によって義務付けられています。

動物病院、もしくは毎年5月ごろに町内で行う集合注射で、狂犬病予防注射を受けましょう。



犬の散歩のマナー

No! オフリード

犬が苦手な人はどんなにおとなしい犬でも恐怖を感じます。また、他人にケガをさせる可能性があるため、広い場所でも犬のサイズにあったコントロールできる長さのリードを着けて散歩しましょう。



With! エチケット袋

散歩するときはフン尿を片付けられるもの(エチケット袋、ティッシュ、水を入れたボトルなど)を携帯して散歩しましょう。フンは拾ってエチケット袋に入れ持ち帰り、尿は広がらないように軽く流してティッシュなどでふき取りましょう。



猫の飼い主の義務

・室内で飼い、猫に快適な環境を作る

室外で飼うと交通事故に遭う・感染症になるなどの危険性が高く、フン尿や鳴き声によって周囲とのトラブルになる可能性があります。そのため、室内に上下に移動できる場所などをつくり、猫がストレスなく運動できる環境にしましょう。

・不妊去勢手術を受ける

猫は一度の出産で約4~8匹の仔猫を産みます。責任をもって飼えないのであれば、不妊去勢手術をしましょう。不妊去勢手術は病気の予防やストレスの軽減にもつながります。

・首輪や迷子札をつける

飼い主がいることが分かるように、身元表示をしましょう。室内で飼っていても、雷などの大きな音に驚いて開いたドアや窓から逃げ出すことがあります。



飼い主のいない猫にエサを与えている人へ

飼い主のいない猫にエサを与えていると、猫が住みつき、フン尿・鳴き声や子猫を産むなどして周囲とのトラブルにつながります。猫のためを思ってエサを与えることが結果として不幸な猫を増やしてしまうことにつながりますので、無責任にエサやりをすることはやめましょう。

●ペットを飼う時に気をつけ
たほうが良いことは？

動物は言葉でコミュニケーションがとれないため、自分の不調を訴えることができません。動物は人間より早く歳をとるということを認識し、日ごろから食欲・元氣さ加減や体重の変化などを確認しましょう。ペットのちよつとした変化にも気付けるようにしましょう。

●犬や猫にはどんな病気がありますか？

例えば、犬は純血種が多く、純血種特有の病氣があります。大型犬はがん、小型犬は心臓病になりやすいです。また、猫は10歳ごろになると泌尿器系のトラブルを起こすことが多くなります。病氣になることはあまり考えたくないと思いますが、少しでも心にとめておくことが大切です。

●狂犬病予防注射を受けなければならぬ理由は？

世界では年間何万人もの人が亡くなっている現状があ

ります。ペットのために受けると考えている人が多いですが、人間の公衆衛生上にも非常に大事になるので、犬を飼うマナーとして狂犬病予防注射を受けましょう。

●これからペットを飼おうとしている人へ

ペットによって習性やかかりやすい病氣があります。自分の生活スタイルに合ったペットを選び、ペットにどれだけの時間を使い、どのようにコミュニケーションをとるかを考えて飼っていただけだと思います。

●先生の思うペットの一生において大切なことは？

私は獣医師として、ただ単に病氣を治すために手術・入院するだけでなく、「飼い主さんとペットにとつての幸せとは何か？」ということを念頭に、診察の中でより良い選択ができるよう心がけています。やはり、飼い主さんとペットがより長く一緒に過ごし、幸せになることが大切だと思います。



▲環境課 岡本主事

役場環境課から犬を飼っているみなさんへ

- 町への畜犬登録(変更)はお済みですか？マイクロチップ装着の有無で登録の方法が変わります。確認しておきましょう。
- 狂犬病予防注射はお済みですか？まだ今年の狂犬病予防注射を接種していない場合は、動物病院で接種し、役場環境課に証明書をお持ちいただき接種済票の交付を受けましょう。

新宮町の動物行政を管轄している福岡県粕屋保健福祉事務所

保健衛生係 より

●狂犬病の予防注射は誰のため？

狂犬病は人を含めた全ての哺乳類に感染し、発症すると治療法がなく、ほぼ100%が亡くなる悲惨な病気です。人への感染経路の90%以上は、狂犬病にかかった犬に咬まれたことが原因です。

昭和32年以降、日本で狂犬病の発生は確認されていませんが、仮に今、狂犬病にかかった犬が海外の貨物コンテナなどにまぎれて県内に侵入するとどうなるでしょう？ 狂犬病は70%の犬が予防注射を受けていれば、犬から犬への感染拡大を防ぐことができますとされています。しかし、県の狂犬病予防注射接種率（令和4年度）は60.8%です。このままでは感染拡大を抑え込むことは難しい状況です。また、狂犬病にかかった犬から咬まれた人が適切に対応しなければ、狂犬病を発症し亡くなる可能性もあります。



▲集合注射のようす

飼い主が狂犬病の正しい知識を持ち、予防注射の義務を確実に果たすことが、万一狂犬病が日本に侵入した際、犬だけでなく人の命を守ることに繋がります。

●大丈夫？猫の多頭飼育

飼い主が適正に飼育できる数を超えて猫を飼育してしまい、衛生状態の悪化とともに経済的にも苦しくなり飼育が困難になる「多頭飼育崩壊」が糟屋地区でも発生しています。

猫は年2〜4回の出産が可能で、1回に4〜8匹の子猫を産みます。そのため、飼い猫、自分自身のためにも不妊去勢手術を行うことが大切です。

近年、災害が増えていきます。猫の数が多くなるほど避難に必要な物品も増えます。一度に避難できる頭数は限られるため、避難自体が難しくなるリスクがあります。

猫を飼う場合、きちんと管理できる数を、愛情をもって最後まで責任をもって飼いましょう。

数が増えるほど解決も困難になるため、早めに保健福祉事務所に相談してください。

ペットと一緒に避難するためには？

町では台風・大雨などによる風水害への防災措置として、警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報を発令したときにペット同行避難所をそぴあしんぐうに開設します。避難所では別々の場所で過ごします。

受け入れ条件

- ・避難者自身が適切に管理できる個体、頭数であること
 - ・ケージに入れて管理できる犬、猫、小型の動物であること
- ※ペットと避難する際は、必要なものは各自で用意し、ケージに入れて避難してください。



同行避難の手順

1. 避難する前に新宮町役場地域協働課に電話（☎963-1734）をする。
2. そぴあしんぐう裏玄関（国道3号側）から入館し、ペット同行避難所専用の受付で手続きを行う。

※ルールを守って過ごし、退所時は利用したスペースを清掃してください。
詳しくは町ホームページをご覧ください。



▲ホームページはこちら